

平成24年9月27日

10月1日から食品の基準値
100Bq/kg が牛肉にも正式
に適用されます。

基準値を超えることがないように、適切な飼養管理と
出荷前の確認の再徹底をお願いします。

永年生牧草は利用しないでください！

那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、
鹿沼市産の永年生牧草は引き続き利用できません。

除染を行った場合は、農業振興事務所で牧草の放射
性セシウム濃度の検査を受けてから利用しましょう。

野草は利用しないでください！

畦畔草や土手草などの野草はセシウム濃度が高い可
能性があるため、県内全域で飼料・敷料としては引き
続き利用できません。

⇒裏面に続く

給与量を守ってください！

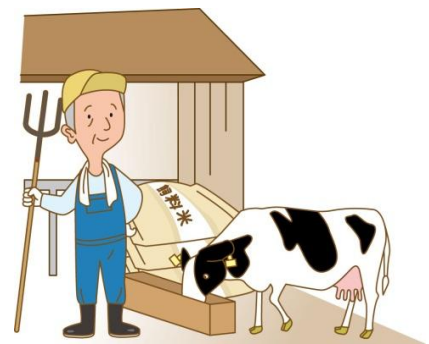
- ・ 那須町、那須塩原市、大田原市の給与前検査の対象農家は、給与前に、必ず検査を受けてください。
- ・ 給与可能となった粗飼料でも、給与状況を農振や JA に伝え、給与指導を受け、給与量を守ってください。

粗飼料の検査及び牛の血液検査の実施

自家産の牧草等の給与や牛の出荷に不安がある場合は、管内の農業振興事務所もしくは農協・酪農協に相談してください。

出荷時の正しい情報伝達

出荷時は、飼料給与の状況等を正しく JA や家畜商に伝えてください。



(問合わせ先)
栃木県〇〇農業振興事務所
〇〇(酪)農協